

税関総署公告 2010 年第 33 号

輸出貿易の秩序を規範化するために、輸出入サンプル及び広告品の管理を強化するために、ここに関連事項を以下の通り通知する。

一、輸出入サンプルとは専ら発注の参考用に提供するために輸出入する貨物サンプルのことを指す。輸出入広告品とは関連商品内容の宣伝に用いるために輸出入する広告宣伝品のことを指す。

二、輸出入サンプル及び広告品は、無料で提供されるか否かにかかわらず、おしなべて税関で登録登記している輸出入荷受荷送人またはその代理人により税関に申告しなければならない、税関により規定に従って審査通過する。

三、輸出入サンプル及び広告品が国家が輸出入を禁止するまたは輸出入に許可証書管理を実行する商品に属する場合、国家関連管理規定に従って処理しなければならない。

四、商業価値のないサンプル及び広告品を輸出入にあたり関税及び輸入環節税関代理徴収税の徴収を免除し、その他の輸出入サンプル及び広告品は一律規定どおりに徴税する。

五、本公告は 2010 年 7 月 1 日より実行する。原《中華人民共和國税関：サンプル、広告品輸出入の監督管理弁法》（〔86〕署貨字第 496 号）、《〈税関のサンプル、広告品輸出入の監督管理弁法〉第七条の改正に関する通知》（署監一〔1990〕698 号）は同時に廃止する。

特にここに公告する。

二〇一〇年五月二十五日

（日綜（上海）投資諮詢有限公司／吳 明憲）